

種類	株式会社		持分会社		
	株式会社	特例有限会社	合同会社	合資会社	合名会社
設立時の最低資本金額	—	—	—	—	—
社員(又は株主)の責任	有限責任	有限責任	有限責任	無限責任と 有限責任	無限責任
企業規模	大・中・小企業	中・小企業	家族的企業	家族的企業	家族的企業
出資者(又は株主)の数	1人以上	1人以上	1人以上	2人以上	2人以上
定款の認証	必要	必要	不要	不要	不要
議決機関	株主総会	株主総会	有限責任社員	無限責任社員	無限責任社員
業務執行機関	「取締役会非設置会社」 取締役1人以上	取締役 (1名以上)	有限責任社員	無限責任社員	無限責任社員
	「取締役会設置会社」 取締役3人以上				
監査機関	「取締役会非設置会社」 監査役(任意)	—	—	—	—
	「取締役会設置会社」 監査役か会計参与いずれ かの設置				
	「監査役会設置会社」 監査役3人以上、かつ半数 以上が社外監査役				
	「大会社」 会計監査役を設置				

持分の譲渡	原則自由(ただし、定款で譲渡制限可能)	株主以外への譲渡は株主総会の承認	有限責任社員(全社員)の承諾	無限責任社員は全社員の承諾 有限責任社員は無限責任社員全員の承諾	無限責任社員(全社員)の承諾
定款認証印紙税	4万円	4万円	なし	なし	なし
定款認証手数料 (公証人役場)	5万円	5万円			
出資保管証明書委託手数料 (金融機関)	発起設立→ 残高証明等(数百円) 募集設立→ 払込金保管証明 資本金×0.25%	資本金×0.25%		—	—
登録免許税	資本金×0.7% (最低6万円)	資本金×0.7% (最低6万円)			
司法書士登記手数料	10~15万円程度	10万円程度	10万円程度	10万円程度	10万円程度
印鑑作成費用	2万円~	2万円~	2万円~	2万円~	2万円~

- ※ ただし、電子認証手続きの場合には、印紙税は不要です。
- ※ 特例有限会社は、18年5月1日より、設立できなくなりました。
(特例有限会社は、社員→株主と読みかえます)